

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2022年11月22日
【計算期間】	第5期（自 2021年8月21日 至 2022年8月22日）
【ファンド名】	ラッセル・インベストメントＤＣ国内債券Ｆ（運用会社厳選型）
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼ＣＥＯ ジョン・アール・ムーア
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
【事務連絡者氏名】	小室 絵美
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
【電話番号】	03-6203-0200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下の通りです。

- 商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国 内：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債 券：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- 属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド
	年 2 回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年 4 回	北米	
	年 6 回（隔月）	欧州	
不動産投信		アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ
	年 12 回（毎月）	オセアニア	
その他資産 （投資信託証券（債券 一般））		中南米	
	日々	アフリカ	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他（ ）	中近東（中東）	
		エマージング	

《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（債券 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券（公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年 1 回：

目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

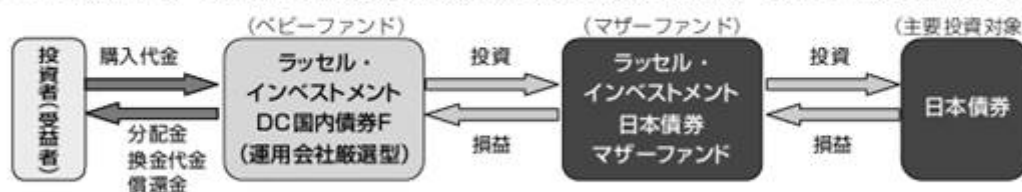
（注 1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に債券に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注 2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

< ファンドの特色 >

◇日本の公社債を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

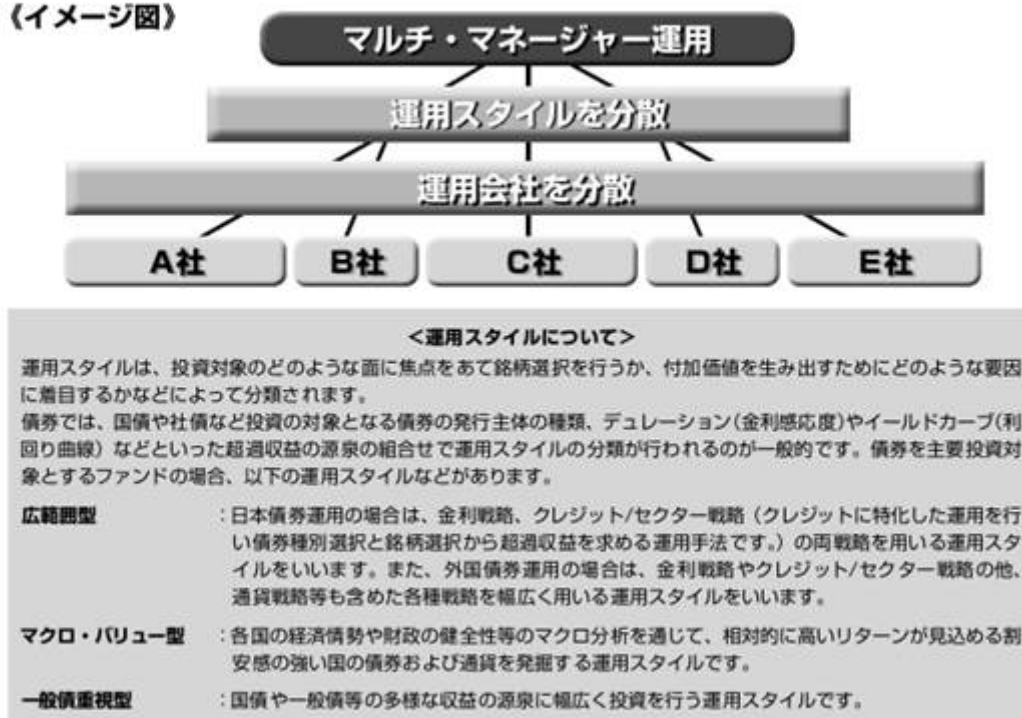


◇NOMURA - BPI総合指数をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。

◇運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。

〈イメージ図〉



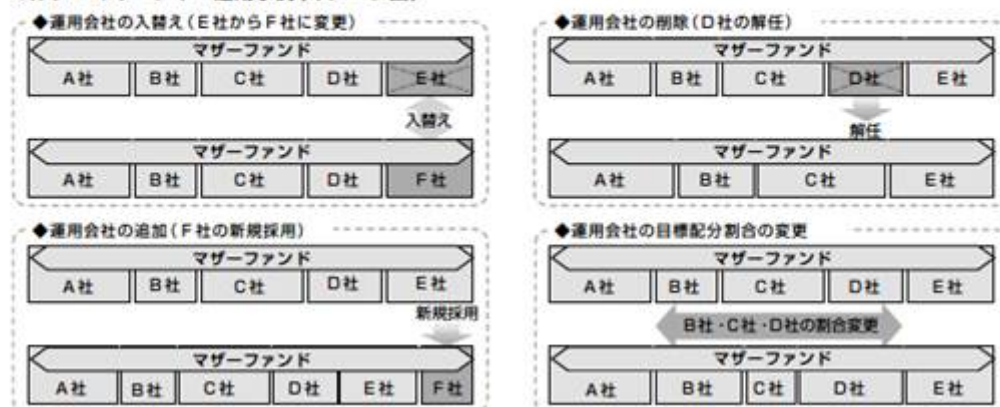
※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

●運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、当ファンドではマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2022年11月22日現在の状況は以下のとおりです。

《ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)	目標配分割合
広範囲型	アセットマネジメントOne株式会社(日本)	50%
	ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社(日本)	50%

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入れ替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用(投資助言会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。)等を行うため、上記の運用会社の他に、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

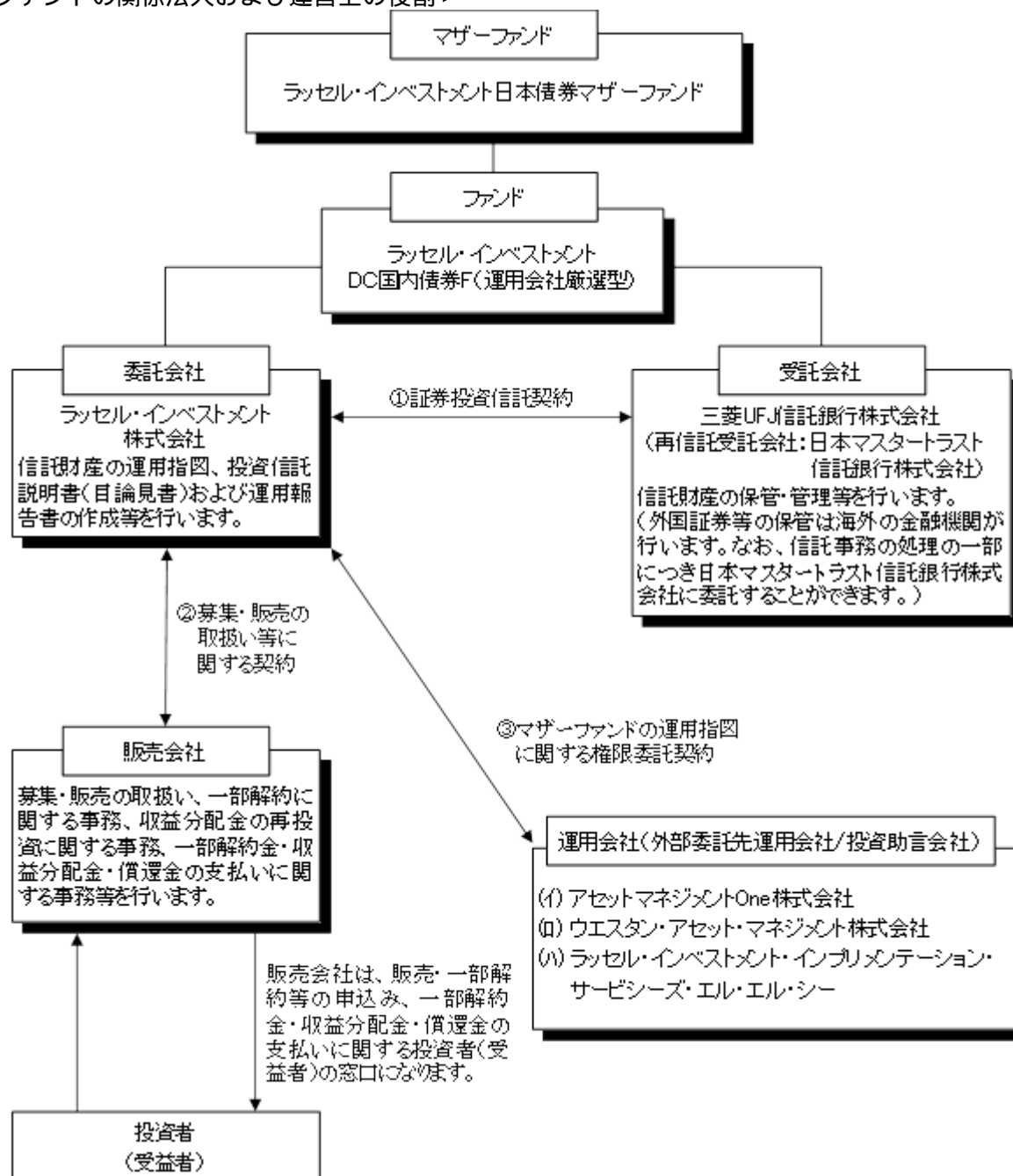
資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年8月18日 信託契約の締結、当ファンドの設定日、運用開始日

(3) 【ファンドの仕組み】

< ファンドの関係法人および運営上の役割 >



(注) 上図は、2022年11月22日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2022年11月22日現在のものと異なることがあります。

< 契約の概要 >

証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

< 委託会社の概況 >

資本金の額 490百万円（2022年8月末現在）

沿革

1999年 3月 9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年 3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年 1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可取得
2002年 7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年 2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年 3月 1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（2022年8月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループ（以下「ラッセル・インベストメント」ということがあります。）の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2022年6月末現在で約41兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(a)投資対象

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(b)投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本の市場において取引される公社債に投資することにより、信託財産の長期的成長を目指します。
- NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

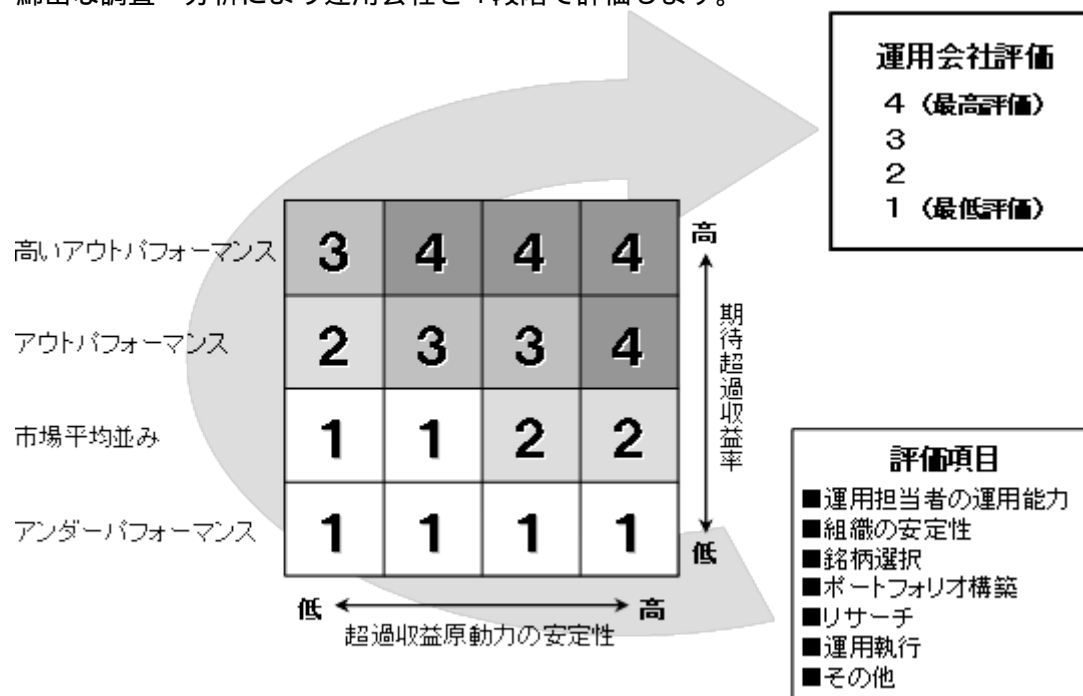
(c)ラッセル・インベストメントの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴1》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけにとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。

ラッセル・インベストメント グループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、日本債券の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。

綿密な調査・分析により運用会社を4段階で評価します。



《特徴2》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。

複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。

なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

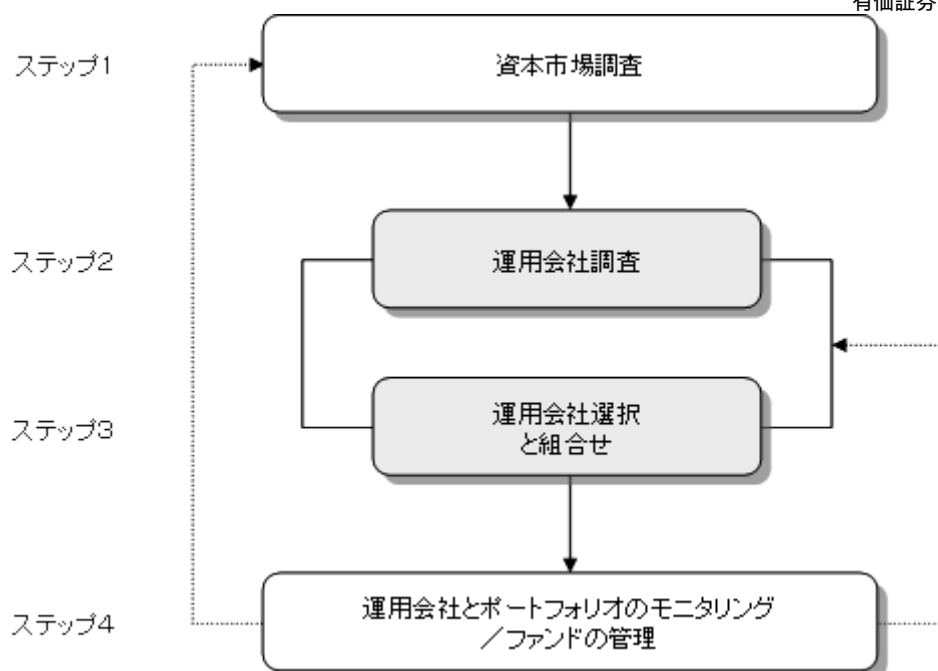
《特徴3》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行います。

現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

(d)運用のプロセス

「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。

マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1：資本市場調査

日本債券の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、日本の債券市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2：運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階で評価を行うことによって、日本債券の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行うことによりファンドの管理を行います。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りません。）
- 3．金銭債権
- 4．約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

- 1．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝす。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

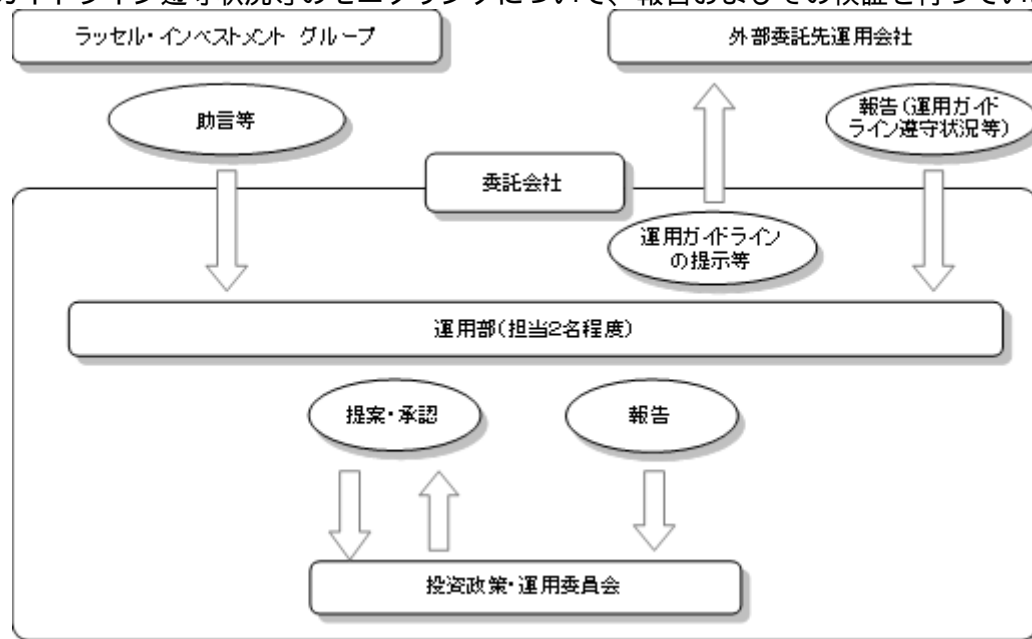
上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー＆プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）



- (c) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (e) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (f) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (g) 投資する株式等の範囲
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。
 2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (h) 信用取引の指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (i) 先物取引等の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- (j) スワップ取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取

り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限は、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k)金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(l)有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1.に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(m)公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(n)公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(o)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(p)外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属する

とみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(q) 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下の通りです。

(a) デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考情報）ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドの概要

(1) マザーファンドの投資方針

基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(a) 投資対象

日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

1. 日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。

4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2) マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1. に該当するものを除きます。）

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、において同じ。）

は、信託金を主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) マザーファンドの投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引な

らびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1.に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当り担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4. 上記1. の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(4) マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5) 投資制限 法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同一です。

(5) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社 / 投資助言会社）

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2022年11月22日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ) 商号：アセットマネジメントOne株式会社《日本》

委託内容：国債・事業債および金融債を中心とする債券運用

(ロ) 商号：ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社《日本》

委託内容：国債・事業債および金融債を中心とする債券運用

(ハ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：1) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

2) 外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））

3) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

< 電話番号 > 0120 - 055 - 887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページ > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

3【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

基準価額の変動リスク

(a) 金利変動リスク

債券は金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入債券を売却することで換金代金の手当てを行いますが、組入債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

(a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(c) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(d) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(f) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(g) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・委託会社は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社が運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

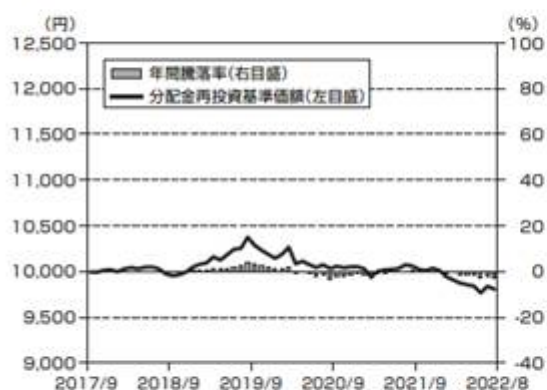
および のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

上記の体制等は2022年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

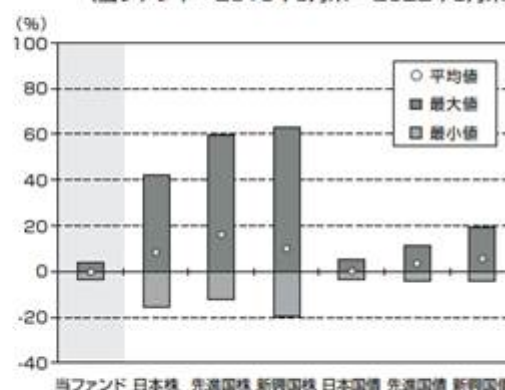
(2017年9月末～2022年8月末)



(注)当ファンドの年間騰落率は2018年8月末～2022年8月末です。

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年9月末～2022年8月末)
(当ファンド：2018年8月末～2022年8月末)



(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-0.3	8.3	16.2	9.9	0.1	3.5	5.5
最大値	4.0	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.2
最小値	-3.3	-16.0	-12.4	-19.4	-3.5	-4.5	-4.2

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。なお、当ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項「ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について」をご参照ください。

日本株 …… TOPIX(配当込み)
 先進国株 …… MSCI KOKUSAI(配当込み)
 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
 日本国債 …… NOMURA-BPI 国債
 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

▶ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

◆NOMURA-BPI 総合指数

NOMURA-BPI 総合指数は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆TOPIX（配当込み）

TOPIX（配当込み）は日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産であり、すべての権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI（配当込み）

MSCI KOKUSAI（配当込み）は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

また、信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.55%（税抜0.50%）を乗じて得た金額とします。

信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

< 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 >

信託報酬にかかる各支払先への配分は、以下の通りです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年率0.297% (税抜 0.27%)	当ファンドの運用等の対価

販売会社	年率0.198% (税抜 0.18%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率0.055% (税抜 0.05%)	当ファンドの資産管理等の対価

税法が改正された場合等には、消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）相当額が変更になることがあります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社が受け取る報酬から販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、収益分配金ならびに解約時および償還時の差益については所得税および地方税がかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金法に規定される税制上の措置の対象外となる場合、課税上の取扱いは次のようになります。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したもの）に限ります。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益

（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま
す。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年8月末現在の情報です。税法または確定拠出年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2022年8月末現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	699,885,121	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	93,285	0.01
合計(純資産総額)	—	699,791,836	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	7,056,497,805	59.52
地方債証券	日本	1,686,334,000	14.22
特殊債券	日本	684,070,941	5.77
社債券	日本	950,154,500	8.01
	フランス	200,114,000	1.69
	スペイン	99,621,000	0.84
	イギリス	99,928,000	0.84
	小計	1,349,817,500	11.39
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,078,261,066	9.10
合計(純資産総額)		11,854,981,312	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	シンガポール	463,481,000	3.91

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	491,976,045	1.4247	700,918,272	1.4226	699,885,121	100.01

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.01
合計		100.01

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第367回 利付国債 (10年)	1,311,000,000	100.00	1,311,028,760	99.80	1,308,482,880	0.2	2032/6/20	11.04

2	日本	地方債証券	第518回 名古屋市 公募公債（10年）	400,000,000	100.24	400,988,000	98.24	392,964,000	0.135	2031/12/19	3.31
3	日本	地方債証券	第26回 東京都公募 公債（20年）	300,000,000	116.87	350,637,000	113.11	339,342,000	1.74	2032/6/18	2.86
4	日本	社債券	第46回 地方公共団 体金融機構債券	300,000,000	100.63	301,914,000	100.37	301,137,000	0.678	2023/3/28	2.54
5	日本	国債証券	第24回 利付国債 （物価連動10年）	230,000,000	103.90	240,399,040	105.85	249,495,118	0.1	2029/3/10	2.10
6	日本	地方債証券	第16回 平成21年 度愛知県公募公債	200,000,000	117.13	234,260,000	113.86	227,738,000	2.218	2029/12/20	1.92
7	日本	国債証券	第26回 利付国債 （物価連動・10年）	195,000,000	105.22	207,552,736	106.70	213,859,607	0.005	2031/3/10	1.80
8	日本	国債証券	第348回 利付国債 （10年）	205,000,000	101.02	207,101,250	100.42	205,879,450	0.1	2027/9/20	1.74
9	日本	国債証券	第171回 利付国債 （20年）	221,200,000	98.06	216,919,780	92.89	205,483,740	0.3	2039/12/20	1.73
10	日本	国債証券	第147回 利付国債 （5年）	200,000,000	100.43	200,868,000	100.30	200,604,000	0.005	2026/3/20	1.69
11	日本	国債証券	第149回 利付国債 （5年）	200,000,000	99.87	199,741,600	100.24	200,486,000	0.005	2026/9/20	1.69
12	日本	国債証券	第434回 利付国債 （2年）	200,000,000	100.12	200,244,000	100.16	200,328,000	0.005	2024/3/1	1.69
13	日本	国債証券	第362回 利付国債 （10年）	200,000,000	98.34	196,694,000	99.07	198,152,000	0.1	2031/3/20	1.67
14	日本	国債証券	第431回 利付国債 （2年）	193,000,000	100.09	193,177,780	100.15	193,301,080	0.005	2023/12/1	1.63
15	日本	国債証券	第75回 利付国債 （30年）	181,000,000	102.75	185,981,250	102.53	185,582,920	1.3	2052/6/20	1.57
16	日本	国債証券	第340回 利付国債 （10年）	178,000,000	101.96	181,495,920	101.49	180,668,220	0.4	2025/9/20	1.52
17	日本	国債証券	第174回 利付国債 （20年）	190,000,000	99.39	188,841,000	93.61	177,870,400	0.4	2040/9/20	1.50
18	日本	国債証券	第72回 利付国債 （30年）	198,000,000	100.91	199,808,960	88.46	175,162,680	0.7	2051/9/20	1.48
19	日本	国債証券	第67回 利付国債 （30年）	188,000,000	93.52	175,827,500	86.85	163,293,040	0.6	2050/6/20	1.38
20	日本	国債証券	第145回 利付国債 （5年）	150,000,000	100.78	151,177,500	100.58	150,871,500	0.1	2025/9/20	1.27
21	日本	国債証券	第179回 利付国債 （20年）	137,000,000	96.89	132,751,380	94.04	128,834,800	0.5	2041/12/20	1.09
22	日本	国債証券	第152回 利付国債 （5年）	128,000,000	100.15	128,203,700	100.52	128,669,440	0.1	2027/3/20	1.09
23	日本	国債証券	第43回 利付国債 （30年）	100,000,000	124.85	124,857,000	115.20	115,209,000	1.7	2044/6/20	0.97
24	日本	国債証券	第175回 利付国債 （20年）	120,000,000	101.05	121,267,200	94.98	113,979,600	0.5	2040/12/20	0.96
25	日本	特殊債券	第55回 日本高速道 路保有・債務返済機構 債券	100,000,000	117.20	117,200,000	113.62	113,620,000	2.22	2030/2/8	0.96
26	日本	国債証券	第138回 利付国債 （20年）	100,000,000	114.60	114,601,000	112.38	112,387,000	1.5	2032/6/20	0.95
27	日本	地方債証券	第16回 東京都公募 公債	100,000,000	113.76	113,764,000	111.19	111,199,000	2.01	2028/12/20	0.94

28	日本	地方債証券	第32回 東京都公募公債（20年）	100,000,000	113.17	113,173,000	109.21	109,211,000	1.293	2035/6/20	0.92
29	日本	地方債証券	第4回 静岡県公募公債（15年）	100,000,000	108.46	108,467,000	106.69	106,690,000	1.338	2028/6/23	0.90
30	日本	特殊債券	第97回 都市再生債券	100,000,000	107.09	107,092,000	104.84	104,844,000	1.017	2029/9/20	0.88

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率 （％）
国債証券	国内	59.52
地方債証券	国内	14.22
特殊債券	国内	5.77
社債券	国内	8.01
	外国	3.37
合計		90.90

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建 / 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
債券先物取引	シンガポール取引所	SGX 10YR MINI JGB FUT SEP22	2022年 9月	買建	31	463,378,835	463,481,000	3.91

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

2022年8月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(2018年 8月20日)	181,759,027	181,759,027	0.9982	0.9982
2期	(2019年 8月20日)	307,739,009	307,739,009	1.0341	1.0341
3期	(2020年 8月20日)	412,597,404	412,597,404	1.0041	1.0041
4期	(2021年 8月20日)	539,846,686	539,846,686	1.0070	1.0070
5期	(2022年 8月22日)	684,543,263	684,543,263	0.9826	0.9826
	2021年 8月末日	537,510,903	—	1.0060	—
	9月末日	558,617,042	—	1.0021	—
	10月末日	561,989,607	—	1.0009	—
	11月末日	565,431,228	—	1.0035	—
	12月末日	588,078,150	—	1.0010	—
	2022年 1月末日	567,917,355	—	0.9941	—
	2月末日	580,062,203	—	0.9905	—
	3月末日	603,355,475	—	0.9873	—
	4月末日	656,836,772	—	0.9855	—
	5月末日	661,968,184	—	0.9840	—
	6月末日	661,626,165	—	0.9765	—
	7月末日	676,397,914	—	0.9836	—
	8月末日	699,791,836	—	0.9806	—

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000

【収益率の推移】

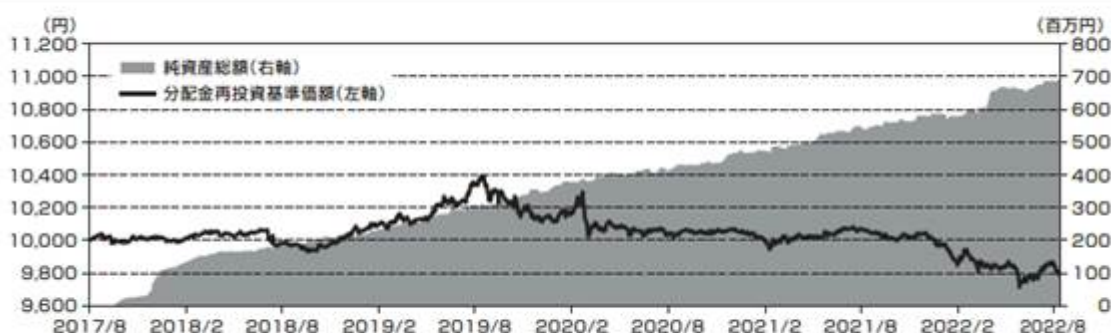
期	収益率（％）
1期	0.2
2期	3.6
3期	2.9
4期	0.3
5期	2.4

（注１）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

（注２）収益率は、小数点第２位を四捨五入しています。

（参考情報）

■基準価額・純資産の推移（設定日(2017年8月18日)～2022年8月末）



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

■分配の推移

決算期	第1期 (2018年8月)	第2期 (2019年8月)	第3期 (2020年8月)	第4期 (2021年8月)	第5期 (2022年8月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

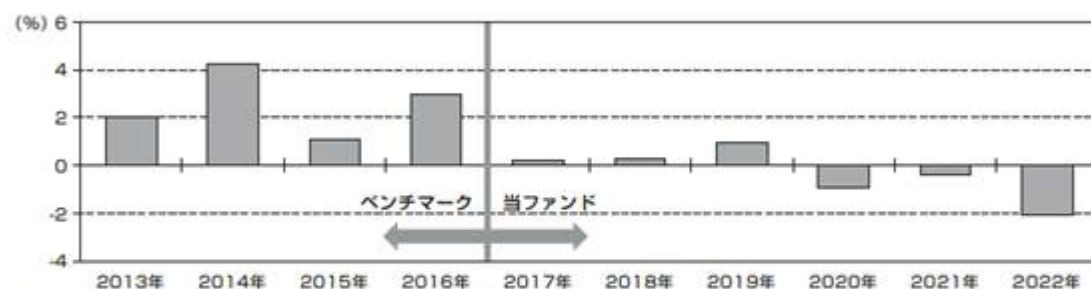
※分配金は1万口当たり、税引前です。

■主要な資産の状況

順位	銘柄名	種類	利率	国／地域	償還期限	実質組入比率
1	第367回 利付国債(10年)	国債証券	0.200%	日本	2032年6月20日	11.0%
2	第518回 名古屋市公債(10年)	地方債証券	0.135%	日本	2031年12月19日	3.3%
3	第26回 東京都公債(20年)	地方債証券	1.740%	日本	2032年6月18日	2.9%
4	第46回 地方公共団体金融機構債券	社債券	0.678%	日本	2023年3月28日	2.5%
5	第24回 利付国債(物価連動10年)	国債証券	0.100%	日本	2029年3月10日	2.1%
6	第16回 平成21年度愛知県公債(10年)	地方債証券	2.218%	日本	2029年12月20日	1.9%
7	第26回 利付国債(物価連動・10年)	国債証券	0.005%	日本	2031年3月10日	1.8%
8	第348回 利付国債(10年)	国債証券	0.100%	日本	2027年9月20日	1.7%
9	第171回 利付国債(20年)	国債証券	0.300%	日本	2039年12月20日	1.7%
10	第147回 利付国債(5年)	国債証券	0.005%	日本	2026年3月20日	1.7%

※実質組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率に、当ファンドのマザーファンド組入比率を乗じて得た比率です。

■年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2016年まではベンチマークの年間収益率、2017年は当ファンドの設定日（8月18日）から年末までの収益率、2022年は8月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

➤ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	227,046,451	44,963,854
2期	181,066,517	65,570,751
3期	275,768,525	162,428,550
4期	244,173,345	118,986,205
5期	320,918,363	160,338,870

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込者の制限

原則として、取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

申込方法

(a)取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。

(b)取得申込者は販売会社との間で別に定める「自動けいぞく投資契約」（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

(c)取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

「申込代金」とは、発行価格に申込口数を乗じた金額をいいます。

取得申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。ただし、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

申込手数料

ありません。

申込単位

1円以上1円単位とします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。

その他

(a)金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(b)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日の取扱いとなります。

換金価額

換金申込受付日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページ > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

換金単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって換金の申込みを行うことができます。

換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

その他

(a)「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(b)当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。

(c)金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

(d)解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

2 残存期間1年以内の公社債については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「DC国内債券」として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

< 電話番号 > 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページ > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2017年8月18日）から無期限とします。ただし、後述の「（5）その他 信託の終了（繰上償還）」による場合、信託は終了する場合があります。

(4)【計算期間】

毎年8月21日から翌年8月20日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- (a) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者（書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。）による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

1. 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2. マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

- (a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
- (b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。
- (c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

収益分配金請求権

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと

引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2021年8月21日から2022年8月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル・インベストメントＤＣ国内債券Ｆ（運用会社厳選型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2021年 8月20日現在	第5期 2022年 8月22日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	541,236,384	686,321,489
未収入金	8,490,107	77,749
流動資産合計	549,726,491	686,399,238
資産合計	549,726,491	686,399,238
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,490,107	77,749
未払受託者報酬	138,977	177,833
未払委託者報酬	1,250,721	1,600,393
流動負債合計	9,879,805	1,855,975
負債合計	9,879,805	1,855,975
純資産の部		
元本等		
元本	536,105,478	696,684,971
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,741,208	12,141,708
（分配準備積立金）	5,166,395	4,005,971
元本等合計	539,846,686	684,543,263
純資産合計	539,846,686	684,543,263
負債純資産合計	549,726,491	686,399,238

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 2020年 8月21日 至 2021年 8月20日	第5期 自 2021年 8月21日 至 2022年 8月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,289,644	10,903,570
営業収益合計	4,289,644	10,903,570
営業費用		
受託者報酬	262,938	335,061
委託者報酬	2,366,307	3,015,374
営業費用合計	2,629,245	3,350,435
営業利益又は営業損失（ ）	1,660,399	14,254,005
経常利益又は経常損失（ ）	1,660,399	14,254,005
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,660,399	14,254,005
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	30,835	2,193,065
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,679,066	3,741,208
剰余金増加額又は欠損金減少額	845,163	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	845,163	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	474,255	3,821,976
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	474,255	680,526
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,141,450
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,741,208	12,141,708

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2022年8月20日及び2022年8月21日が休日のため、信託約款第39条により、当計算期間末日を2022年8月22日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第4期 2021年 8月20日現在	第5期 2022年 8月22日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第4期 2021年 8月20日現在	第5期 2022年 8月22日現在
1. 期首元本額	410,918,338円	536,105,478円
期中追加設定元本額	244,173,345円	320,918,363円
期中一部解約元本額	118,986,205円	160,338,870円
2. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,141,708円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	536,105,478口	696,684,971口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期 自 2020年 8月21日 至 2021年 8月20日	第5期 自 2021年 8月21日 至 2022年 8月22日
分配金の計算過程 2021年8月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,024,375円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金(11,494,356円)及び分配準備積立金(4,142,020円)より分配対象収益は16,660,751円（1万口当たり310.75円）であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 2022年8月22日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,059円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金(17,793,299円)及び分配準備積立金(3,978,912円)より分配対象収益は21,799,270円（1万口当たり312.87円）であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・ 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・ 上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期 2021年 8月20日現在	第5期 2022年 8月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券以外の金融商品 同左 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第4期 2021年 8月20日現在	第5期 2022年 8月22日現在
-----	----------------------	----------------------

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,179,116	3,274,389
合 計	5,179,116	3,274,389

（デリバティブ取引等に関する注記）

第4期 2021年 8月20日現在	第5期 2022年 8月22日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2020年 8月21日 至 2021年 8月20日	第5期 自 2021年 8月21日 至 2022年 8月22日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

区 分	第4期 2021年 8月20日現在	第5期 2022年 8月22日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0070円 (10,070円)	0.9826円 (9,826円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	481,527,741	686,321,489	-
合計		481,527,741	686,321,489	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	2021年 8月20日現在	2022年 8月22日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	931,580,101	1,026,766,988
国債証券	7,795,421,001	7,008,425,379
地方債証券	1,181,863,000	1,688,301,000
特殊債券	731,419,598	685,315,620
社債券	988,655,900	1,349,610,000
派生商品評価勘定	6,625,295	2,174,155
未収利息	20,035,012	16,894,366
前払費用	921,384	1,422,838
差入委託証拠金	12,341,347	66,784,698
流動資産合計	11,668,862,638	11,845,695,044
資産合計	11,668,862,638	11,845,695,044
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	242,990
未払解約金	30,490,106	77,749
未払利息	2,781	2,672
その他未払費用	5,482	10,794
流動負債合計	30,498,369	334,205
負債合計	30,498,369	334,205
純資産の部		
元本等		
元本	8,012,281,054	8,310,891,473
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,626,083,215	3,534,469,366
元本等合計	11,638,364,269	11,845,360,839
純資産合計	11,638,364,269	11,845,360,839
負債純資産合計	11,668,862,638	11,845,695,044

（注）「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」の計算期間は毎年11月19日から翌年11月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2021年8月20日及び2022年8月22日における同親投資信託の状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2021年 8月20日現在	2022年 8月22日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

2021年 8月20日現在	2022年 8月22日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 7,924,874,289円 期中追加設定元本額 772,245,043円 期中一部解約元本額 684,838,278円 元本の内訳 ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定） 1,640,752,875円 ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定） 272,666,054円 ラッセル・インベストメント日本債券ファンド - 1（適格機関投資家限定） 5,628,934,748円 ラッセル・インベストメントD C 国内債券F（運用会社厳選型） 372,598,365円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 23,134,662円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 8,012,281,054円 期中追加設定元本額 795,945,363円 期中一部解約元本額 497,334,944円 元本の内訳 ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定） 1,734,156,266円 ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定） 234,140,635円 ラッセル・インベストメント日本債券ファンド - 1（適格機関投資家限定） 5,744,786,146円 ラッセル・インベストメントD C 国内債券F（運用会社厳選型） 481,527,741円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 21,968,583円

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	53,981,620円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	69,688,086円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	20,212,730円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	24,624,016円
計	8,012,281,054円	計	8,310,891,473円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日 における受益権の総数	8,012,281,054口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日 における受益権の総数	8,310,891,473口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および/またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2021年 8月20日現在	2022年 8月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左 デリバティブ取引等 同左 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	--	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

区 分	2021年 8月20日現在	2022年 8月22日現在
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	11,810,557	128,238,137
地方債証券	4,203,000	39,125,000
特殊債券	825,999	11,983,232
社 債 券	3,402,900	5,794,000
合 計	11,836,456	185,140,369

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連（2021年 8月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	1,136,345,580	-	1,142,975,000	6,629,420
合計		1,136,345,580	-	1,142,975,000	6,629,420

債券関連（2022年 8月22日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	463,373,720	-	465,310,000	1,936,280
合計		463,373,720	-	465,310,000	1,936,280

（注）1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い
最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２．債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2020年 8月21日 至 2021年 8月20日	自 2021年 8月21日 至 2022年 8月22日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

区 分	2021年 8月20日現在	2022年 8月22日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4526円 (14,526円)	1.4253円 (14,253円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第４３１回 利付国債（２年）	193,000,000	193,306,870	
	第４３４回 利付国債（２年）	200,000,000	200,334,000	
	第１４３回 利付国債（５年）	10,000,000	10,046,400	
	第１４５回 利付国債（５年）	150,000,000	150,808,500	
	第１４６回 利付国債（５年）	10,000,000	10,056,600	
	第１４７回 利付国債（５年）	200,000,000	200,500,000	
	第１４８回 利付国債（５年）	100,000,000	100,229,000	
	第１４９回 利付国債（５年）	200,000,000	200,408,000	
	第１５２回 利付国債（５年）	128,000,000	128,643,840	
	第８回 利付国債（４０年）	30,000,000	31,966,500	
	第１０回 利付国債（４０年）	1,000,000	925,560	
	第１３回 利付国債（４０年）	46,000,000	36,803,220	
	第１５回 利付国債（４０年）	80,000,000	74,803,200	
	第３３９回 利付国債（１０年）	36,000,000	36,488,880	
	第３４０回 利付国債（１０年）	178,000,000	180,605,920	
	第３４１回 利付国債（１０年）	60,000,000	60,739,800	
	第３４２回 利付国債（１０年）	70,000,000	70,413,000	
	第３４３回 利付国債（１０年）	60,000,000	60,356,400	
	第３４６回 利付国債（１０年）	65,000,000	65,341,900	
	第３４７回 利付国債（１０年）	36,000,000	36,164,880	
	第３４８回 利付国債（１０年）	205,000,000	205,830,250	
	第３５０回 利付国債（１０年）	28,000,000	28,085,400	
	第３５１回 利付国債（１０年）	22,000,000	22,057,420	
	第３５５回 利付国債（１０年）	10,000,000	10,003,300	
	第３５７回 利付国債（１０年）	67,000,000	66,756,790	
	第３６２回 利付国債（１０年）	200,000,000	198,564,000	
	第３６７回 利付国債（１０年）	1,201,000,000	1,198,682,070	
	第３３回 利付国債（３０年）	49,000,000	59,363,990	
	第３４回 利付国債（３０年）	30,000,000	37,365,300	

	第36回 利付国債（30年）	15,000,000	18,231,150	
	第43回 利付国債（30年）	100,000,000	115,754,000	
	第44回 利付国債（30年）	10,000,000	11,569,200	
	第46回 利付国債（30年）	10,000,000	11,157,000	
	第47回 利付国債（30年）	15,000,000	17,036,550	
	第52回 利付国債（30年）	62,000,000	55,660,500	
	第54回 利付国債（30年）	90,000,000	86,193,900	
	第61回 利付国債（30年）	63,000,000	57,737,610	
	第64回 利付国債（30年）	12,000,000	10,058,640	
	第66回 利付国債（30年）	38,000,000	31,866,800	
	第67回 利付国債（30年）	188,000,000	165,330,960	
	第69回 利付国債（30年）	30,000,000	27,057,600	
	第72回 利付国債（30年）	198,000,000	177,231,780	
	第74回 利付国債（30年）	41,000,000	39,642,490	
	第75回 利付国債（30年）	223,000,000	231,714,840	
	第110回 利付国債（20年）	60,000,000	67,946,400	
	第113回 利付国債（20年）	60,000,000	68,359,800	
	第114回 利付国債（20年）	45,000,000	51,395,850	
	第118回 利付国債（20年）	90,000,000	102,836,700	
	第138回 利付国債（20年）	100,000,000	112,471,000	
	第150回 利付国債（20年）	65,000,000	72,823,400	
	第152回 利付国債（20年）	60,000,000	65,785,200	
	第153回 利付国債（20年）	30,000,000	33,252,900	
	第154回 利付国債（20年）	91,000,000	99,675,030	
	第155回 利付国債（20年）	3,000,000	3,207,420	
	第156回 利付国債（20年）	72,000,000	71,265,600	
	第157回 利付国債（20年）	35,000,000	33,620,300	
	第160回 利付国債（20年）	50,000,000	51,115,000	
	第162回 利付国債（20年）	96,000,000	96,399,360	
	第163回 利付国債（20年）	15,000,000	15,021,000	
	第166回 利付国債（20年）	15,000,000	15,153,150	
	第167回 利付国債（20年）	6,000,000	5,862,780	
	第170回 利付国債（20年）	34,000,000	31,852,560	
	第171回 利付国債（20年）	221,200,000	206,569,832	
	第172回 利付国債（20年）	40,000,000	37,884,800	
	第174回 利付国債（20年）	190,000,000	178,843,200	
	第175回 利付国債（20年）	120,000,000	114,612,000	
	第176回 利付国債（20年）	59,000,000	56,182,750	
	第177回 利付国債（20年）	100,000,000	93,303,000	
	第179回 利付国債（20年）	137,000,000	129,577,340	
	第24回 利付国債（物価連動10年）	230,000,000	248,717,597	
	第26回 利付国債（物価連動・10年）	195,000,000	212,797,400	
国債証券合計		6,979,200,000	7,008,425,379	
地方債証券	第16回 東京都公募公債	100,000,000	111,357,000	
	第26回 東京都公募公債（20年）	300,000,000	339,660,000	
	第32回 東京都公募公債（20年）	100,000,000	109,486,000	
	平成24年度第9回 静岡県公募公債	100,000,000	100,202,000	
	第4回 静岡県公募公債（15年）	100,000,000	106,752,000	
	第16回 平成21年度愛知県公募公債	200,000,000	228,054,000	
	平成24年度第19回 愛知県公募公債（10年）	100,000,000	100,373,000	
	福岡県令和2年度第1回 公募公債	100,000,000	98,967,000	
	第518回 名古屋市公募公債（10年）	400,000,000	393,456,000	
	第20回 名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	99,994,000	
地方債証券合計		1,600,000,000	1,688,301,000	

特殊債券	第 5 5 回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,923,000	
	第 9 7 回 都市再生債券	100,000,000	105,121,000	
	第 6 2 回 独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	98,857,000	
	第 8 回 貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	73,002,000	72,050,053	
	第 1 0 3 回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,539,000	63,025,166	
	第 1 0 4 回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,899,000	63,348,674	
	第 1 0 6 回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,414,000	64,707,727	
	第 7 2 回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	104,283,000	
特殊債券合計		660,854,000	685,315,620	
社債券	第 2 3 回 フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	99,987,000	
	第 2 1 回 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	100,128,000	
	第 4 回 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー円貨社債	100,000,000	99,860,000	
	第 1 回 パンコ・サンタンデール・エセ・アー円貨社債	100,000,000	99,620,000	
	第 4 6 回 地方公共団体金融機構債券	300,000,000	301,191,000	
	第 8 9 回 株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	98,727,000	
	第 1 6 回 三井住友信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,879,000	
	第 2 9 回 株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,848,000	
	第 3 1 回 株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	99,226,000	
	第 7 3 回 三菱UFJリース株式会社無担保社債	50,000,000	49,649,000	
	第 4 9 7 回 関西電力株式会社社債	100,000,000	101,668,000	
	第 1 0 回 株式会社 J E R A 無担保社債	100,000,000	99,827,000	
社債券合計		1,350,000,000	1,349,610,000	
合計			10,731,651,999	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下は2022年8月末現在の当ファンドの現況です。

資産総額	700,794,147 円
負債総額	1,002,311 円
純資産総額(-)	699,791,836 円
発行済口数	713,652,557 口
1口当たり純資産額(/)	0.9806 円

(参考) ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドの現況

以下は2022年8月末現在のマザーファンドの現況です。

純資産額計算書

資産総額	11,856,714,616 円
負債総額	1,733,304 円
純資産総額(-)	11,854,981,312 円
発行済口数	8,333,185,652 口
1口当たり純資産額(/)	1.4226 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2022年8月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は2022年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2022年8月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	30本	154,645,571,855円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合 計	30本	154,645,571,855円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自2022年1月1日 至2022年6月30日)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第23期 (2020年12月31日現在)	第24期 (2021年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
預金		1,166,384	2,667,202
前払費用		44,207	45,192
未収委託者報酬		319,860	333,851
未収運用受託報酬		1,809,040	2,077,095
未収投資助言報酬		241,699	199,166
その他流動資産		161,039	88,903
流動資産合計		3,742,231	5,411,412
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		193,041	168,956
器具備品		49,674	45,461
有形固定資産合計	1	242,715	214,418
投資その他の資産			
長期差入保証金		192,056	138,854
繰延税金資産		55,112	-
投資その他の資産合計		247,168	138,854
固定資産合計		489,884	353,272
資産合計		4,232,115	5,764,684

(単位：千円)

		第23期 (2020年12月31日現在)	第24期 (2021年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		116,769	33,806
未払金			
未払手数料		43,367	58,091

未払委託調査費		636,955	749,584
未払委託計算費		6,839	6,654
その他未払金	2	427,969	1,215,416
未払金合計		1,115,132	2,029,746
未払費用		41,223	37,887
未払消費税等		170,356	377,908
未払法人税等		33,749	158,649
前受金		58,773	59,873
賞与引当金		471,930	457,540
リース債務		3,240	3,240
流動負債合計		2,011,174	3,158,652
固定負債			
資産除去債務		39,081	41,239
長期未払金		969,842	960,625
長期未払費用		8,435	13,353
長期リース債務		8,102	4,861
固定負債合計		1,025,461	1,020,079
負債合計		3,036,636	4,178,732
純資産の部			
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		13,685	13,685
資本剰余金合計		13,685	13,685
利益剰余金			
利益準備金		108,814	108,814
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		582,978	973,451
利益剰余金合計		691,792	1,082,265
株主資本合計		1,195,478	1,585,951
純資産合計		1,195,478	1,585,951
負債純資産合計		4,232,115	5,764,684

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,057,846	1,187,703
運用受託報酬	5,893,355	8,213,845
投資助言報酬	596,632	615,401
その他収益	532,590	491,064
営業収益合計	8,080,425	10,508,015
営業費用		
支払手数料	156,431	213,651
広告宣伝費	1,742	1,819
調査費		
委託調査費	4,496,599	5,175,514
図書費	1,522	1,380

調査費合計	4,498,121	5,176,894
委託計算費	71,826	73,375
業務委託費	244,392	264,270
営業雑経費		
通信費	10,545	7,772
印刷費	9,421	9,722
協会費	10,926	10,765
営業雑経費合計	30,893	28,259
営業費用合計	5,003,408	5,758,270
一般管理費		
給料		
役員報酬	48,829	46,810
給料・手当	1,075,334	1,078,410
賞与	7,516	5,640
賞与引当金繰入額	471,930	457,540
給料合計	1,603,610	1,588,403
福利厚生費	162,591	167,427
交際費	2,000	1,803
寄付金	275	372
旅費交通費	5,831	845
租税公課	27,937	51,042
不動産賃借料	87,460	163,047
退職給付費用	150,467	150,539
消耗器具備品費	349,365	412,378
事務委託費	5,124	-
修繕費	3,882	2,993
水道光熱費	4,143	3,980
会議費用	1,340	375
固定資産減価償却費	27,743	35,451
諸経費	286,147	122,843
一般管理費合計	2,717,921	2,701,504
営業利益又は営業損失（ ）	359,095	2,048,240
営業外収益		
受取利息	15	11
為替差益	24,781	-
その他営業外収益	2,733	2,331
営業外収益合計	27,530	2,342
営業外費用		
為替差損	-	62,685
営業外費用合計	-	62,685
経常利益又は経常損失（ ）	386,626	1,987,897
特別利益		
資産除去債務戻入益	37,460	-
受取補償金	90,434	-
特別利益合計	127,894	-
特別損失		
割増退職金	55,043	3,206
固定資産除却損	1 85,317	-
特別損失合計	140,361	3,206
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	374,159	1,984,690
法人税、住民税及び事業税	148,565	706,126
法人税等調整額	55,112	55,112

法人税等合計	93,453	761,239
当期純利益又は当期純損失（ ）	280,706	1,223,451

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	500,000	500,000	500,000	500,000
当期純利益又は 当期純損失 ()	-	-	-	-	-	280,706	280,706	280,706	280,706
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	219,293	219,293	219,293	219,293
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478

（単位：千円）

第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金		
						繰越 利益剰余金	合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	832,978	832,978	832,978	832,978
当期純利益又は 当期純損失 ()	-	-	-	-	-	1,223,451	1,223,451	1,223,451	1,223,451
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	390,473	390,473	390,473	390,473
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第23期	第24期
------	------

2020年12月31日現在	2021年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 5,224千円 器具備品 18,390千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 29,888千円 器具備品 29,177千円
*2 関係会社項目 その他未払金 83,267千円	*2 関係会社項目 その他未払金 568,357千円

（損益計算書関係）

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日
*1 固定資産除却損 器具備品 10,910千円 建物付属設備 74,407千円 <u>85,317千円</u>	該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

株主資本等変動計算書関係)

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日					第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日						
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項						
株式の 種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末 株式数 (株)	株式の 種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末 株式数 (株)		
発行済 株式					発行済 株式						
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090		
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090		
2. 配当に関する事項					2. 配当に関する事項						
(1)配当金支払額					(1)配当金支払額						
決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力 発生日	決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力 発生日
2020年 7月23日 取締役会	普通 株式	100,000 千円	2,933.41円	2020年 6月30日	2020年 7月28日	2021年 5月26日 株主総会	普通 株式	582,978 千円	17,101.16円	2020年 12月31日	2021年 6月1日
2020年 11月24日 株主総会	普通 株式	400,000 千円	11,733.64円	2019年 12月31日	2020年 12月4日	2021年 11月10日 株主総会	普通 株式	250,000 千円	7,333.52円	2021年 6月30日	2021年 11月16日
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの					(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの						
該当事項はありません。					同左						

（リース取引関係）

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日
--	--

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左
---------------------------------	----

（金融商品関係）

第23期 2020年12月31日現在				第24期 2021年12月31日現在			
1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。							
2. 金融商品の時価等に関する事項 2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)				2. 金融商品の時価等に関する事項 2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)			
	貸借対照表 計上額()	時価()	差額		貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 預金	1,166,384	1,166,384	-	(1) 預金	2,667,202	2,667,202	-
(2) 未収委託者報酬	319,860	319,860	-	(2) 未収委託者報酬	333,851	333,851	-
(3) 未収運用受託報酬	1,809,040	1,809,040	-	(3) 未収運用受託報酬	2,077,095	2,077,095	-
(4) 未収投資助言報酬	241,699	241,699	-	(4) 未払金	(1,939,334)	(1,939,334)	-
(5) 未払金	(1,111,007)	(1,111,007)	-	(5) 未払消費税等	(377,908)	(377,908)	-
() 負債に計上されているものについては、()で示しております。 (注1) 金融商品の時価の算定方法 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、並びに(5) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				() 負債に計上されているものについては、()で示しております。 (注1) 金融商品の時価の算定方法 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未払金、並びに(5) 未払消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1) 預金	1,166,384	-	-	(1) 預金	2,667,202	-	-
(2) 未収委託者報酬	319,860	-	-	(2) 未収委託者報酬	333,851	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,809,040	-	-	(3) 未収運用受託報酬	2,077,095	-	-
(4) 未収投資助言報酬	241,699	-	-				

（有価証券関係）

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
-----------------------	-----------------------

1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、 該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

（デリバティブ取引関係）

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度（単位：千円） (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表	2. 退職一時金制度（単位：千円） (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表
長期未払金の当期首残高 911,360	長期未払金の当期首残高 969,842
退職給付費用 103,176	退職給付費用 103,375
退職給付の支払額等 45,394	退職給付の支払額等 112,591
その他 700	その他 -
長期未払金の当期末残高 969,842	長期未払金の当期末残高 960,625
(2) 退職給付費用（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用 103,176	(2) 退職給付費用（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用 103,375
3. 確定拠出制度（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額 47,290	3. 確定拠出制度（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額 45,649

（ストック・オプション等関係）

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳 （単位：千円）	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳 （単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 201,731	未払費用 237,621
賞与引当金 144,505	賞与引当金 140,099
資産除去債務 1,482	資産除去債務 4,472

長期未払金	296,965	長期未払金	294,143
長期未払費用	2,583	長期未払費用	4,088
その他	14,323	その他	64,437
繰延税金資産合計	661,590	繰延税金資産合計	744,862
評価性引当額	606,477	評価性引当額	744,862
繰延税金資産の純額	55,112	繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.57%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74%
住民税均等割	0.04%	住民税均等割	0.01%
評価性引当額の増減	10.17%	評価性引当額の増減	6.97%
その他	0.09%	その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.97%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.36%
3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。		3. 法人税等の変更等による影響 同左	

（資産除去債務関係）

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高	当期首残高
有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額
時の経過による調整額	当期末残高
資産除去債務の履行による減少額	
当期末残高	

（セグメント情報等）

第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
--

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,057,846	5,893,355	596,632	532,590	8,080,425

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	4,167,769	投資一任業・投資助言業
B社（ ）	857,651	投資一任業・投資助言業

() A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第24期

(自 2021年 1月 1日
至 2021年12月31日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
--	-------	-------	-------	-----	----

有価証券報告書（附属）

外部顧客への 営業収益	1,187,703	8,213,845	615,401	491,064	10,508,015
(2)地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3)主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（　）	6,344,370		投資一任業・投資助言業		
B社（　）	1,097,776		投資一任業・投資助言業		
（　）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。					

(関連当事者情報)

第23期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆 国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,448,655	未払金	325,472

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（1,952,288千円）及びその他収益の受取り（16,359千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

第24期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都 港区 虎ノ門	1円	持株会社	直接所有100%	兼任3人	連結納税	法人税の支払	568,218	未払金	568,357

兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社 の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆 国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任1 人	業務委 託 契約の 締結	グループ会 社 間取引の 資金決済	564,443	未払金	355,020
親会社 の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆 国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行 サービス	なし	兼任1 人	業務委 託 契約の 締結	その他収益	16,569	未収入 金	-
								委託調査費	2,302,921	未払金	175,737

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)当事業年度より、Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。

なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日		第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	
1株当たり純資産額	35,068.31円	1株当たり純資産額	46,522.49円
1株当たり当期純利益	8,234.27円	1株当たり当期純利益	35,888.87円
損益計算書上の当期純利益	280,706千円	損益計算書上の当期純利益	1,223,451千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	280,706千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	1,223,451千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
--	--

(重要な後発事象)

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (2022年6月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	2,275,528
前払費用	73,180
未収委託者報酬	309,010
未収運用受託報酬	1,580,659
未収投資助言報酬	106,185
その他流動資産	85,143
流動資産合計	4,429,708
固定資産	
有形固定資産	
建物付属設備	156,604
器具備品	40,624
有形固定資産合計	*1 197,229
投資その他の資産	
長期差入保証金	138,086
投資その他の資産合計	138,086
固定資産合計	335,315
資産合計	4,765,024

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (2022年6月30日現在)	
負債の部	
流動負債	
預り金	37,652
未払金	
未払手数料	56,777
未払委託調査費	1,515,291
未払委託計算費	6,445
その他未払金	637,102
未払金合計	2,215,617
未払費用	29,894
未払消費税等	162,780
未払法人税等	22,674
前受金	74,487

賞与引当金	242,435
リース債務	3,240
流動負債合計	2,788,784
固定負債	
資産除去債務	42,363
長期未払金	969,408
長期未払費用	15,364
長期リース債務	3,240
固定負債合計	1,030,377
負債合計	3,819,162
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	13,685
資本剰余金合計	13,685
利益剰余金	
利益準備金	108,814
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	333,362
利益剰余金合計	442,176
株主資本合計	945,862
純資産合計	945,862
負債純資産合計	4,765,024

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間	
(自 2022年1月 1日	
至 2022年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	576,397
運用受託報酬	4,183,118
投資助言報酬	271,737
その他収益	217,049
営業収益合計	5,248,303
営業費用	3,985,045
一般管理費	*1 1,424,780
営業損失()	161,522
営業外収益	
受取利息	8
その他営業外収益	2,121
営業外収益合計	2,130
営業外費用	
為替差損	160,359
営業外費用合計	160,359
経常損失()	319,751
特別損失	
割増退職金	29,724
特別損失合計	29,724
税引前中間純損失()	349,476

法人税、住民税及び事業税	40,613
法人税等合計	40,613
中間純損失（ ）	390,089

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから（1）委託者報酬、（2）運用受託報酬、（3）投資助言報酬、並びに（4）その他収益を稼得しております。 （1）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 （2）運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 （3）投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 （4）その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
6. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	（1）消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 （2）連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

「収益認識に関する会計基準」を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当期の中間財務諸表に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当期の中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 (2022年6月30日現在)		
*1 有形固定資産の減価償却累計額		76,134 千円

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 (自 2022年1月 1日 至 2022年6月30日)		
*1 減価償却実施額	有形固定資産	17,513 千円

（リース取引関係）

第25期中間会計期間 (自 2022年1月 1日 至 2022年6月30日)		
該当事項はありません。		

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末 (2022年6月30日現在)		
1. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、並びに未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。		
2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2022年6月30日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。		

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末 (2022年6月30日現在)		
該当事項はありません。		

（デリバティブ取引関係）

第25期中間会計期間末 (2022年6月30日現在)		
該当事項はありません。		

（ストック・オプション等関係）

第25期中間会計期間 (自 2022年1月 1日 至 2022年6月30日)		
該当事項はありません。		

（資産除去債務関係）

第25期中間会計期間末 (2022年6月30日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	41,239 千円
時の経過による調整額	1,123 千円
当中間会計期間末残高	42,363 千円

（セグメント情報等）

第25期中間会計期間
(自 2022年1月 1日
至 2022年6月30日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	576,397	4,183,118	271,737	217,049	5,248,303

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	3,376,487	投資一任業・投資助言業

() A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第25期中間会計期間

（自 2022年1月 1日 至 2022年6月30日）	
1株当たり純資産額	27,746.03円
1株当たり中間純損失（ ）	11,442.94円
中間損益計算書上の中間純損失（ ）	390,089千円
1株当たり中間純損失（ ）の算定に用いられた普通株式に関する中間純損失（ ）	390,089千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失（ ）については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第25期中間会計期間 （自 2022年1月 1日 至 2022年6月30日）	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2022年3月末現在)	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2022年3月末現在)	(c)事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3)外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2022年3月末現在)	(c)事業の内容
アセットマネジメントOne株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社	1,000百万円	
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2022年3月末現在）

事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)外部委託先運用会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

<参考：投資助言会社>

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間中に、下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

2021年11月19日	有価証券報告書提出
2021年11月19日	有価証券届出書提出
2022年5月20日	半期報告書提出
2022年5月20日	有価証券届出書提出

独立監査人の監査報告書

2022年3月23日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメントＤＣ国内債券Ｆ（運用会社厳選型）の2021年8月21日から2022年8月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメントＤＣ国内債券Ｆ（運用会社厳選型）の2022年8月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月22日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中

間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。